

市川市認知症カフェ登録事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症カフェの促進を図るため、認知症カフェの運営を行うものとして登録を受けたものに対し、予算の範囲内において、市川市認知症カフェ登録事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、市川市認知症カフェ登録事業実施要綱（平成29年4月3日施行。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となるものは、実施要綱第3条第1項の登録を受けたもの（社会福祉法人を除く。）とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェを運営するために必要な別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）新規に認知症カフェを運営する場合

認知症カフェの運営に要する費用として支出した額から、国等から交付を受け、又は受けることがある助成金その他相当の反対給付を受けない給付金、認知症カフェ登録事業に係る寄附金及び利用者からの飲食代その他の同事業に係る収入の額を控除した額（次号において「控除後総支出額」という。）と次に掲げる額の合算額を比較して少ない方の額

ア 印刷製本費、広告費及び備品購入費の合算額（当該額が20,000円を超えるときは、20,000円）

イ 報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料の合算額（当該額が3,000円に認知症カフェを実施した月数を乗じて得た額を超えるときは、3,000円に認知症カフェを実施した月数を乗じて得た額）

- (2) 前年度から継続して認知症カフェを運営する場合 控除後総支出額と報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料の合算額（当該額が3,000円に認知症カフェを実施した月数を乗じて得た額を超えるときは、3,000円に認知症カフェを実施した月数を乗じて得た額）を比較して少ない方の額（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症カフェは、1月に1回以上の頻度で行うこと。ただし、天災その他の市長がやむを得ない事情があると認めるときは、認知症カフェを1月に1回以上の頻度で行うことを要しないものとする。
- (2) 市長が行う補助金の使途に関する調査に協力すること。
- (3) 補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市認知症カフェ登録事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第 9 条 規則第 8 条の承認を受けようとするものは、市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認申請書（様式第 5 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認等通知書（様式第 6 号）により当該申請書の提出をしたものに通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 13 条の実績報告書は、市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書（様式第 7 号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書（様式第 8 号）
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 実施の状況を確認することができる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、認知症カフェを最後に実施した日（実施要綱第 8 条の規定により認知症カフェの廃止の届出をした場合又は実施要綱第 10 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けた場合は、当該届出をした日又は取消しを受けた日）の翌日から起算して 20 日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第 11 条 市長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市認知症カフェ登録事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（交付の請求）

第 12 条 規則第 16 条の交付請求書は、市川市認知症カフェ登録事業補助金

交付請求書（様式第 10 号）によるものとする。

（交付の特例）

第 13 条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第 17 条第 2 項の交付請求書は、市川市認知症カフェ登録事業補助金概算払請求書（様式第 11 号）によるものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 規則第 18 条第 3 項の規定による通知は、市川市認知症カフェ登録事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

（帳簿等の整備）

第 15 条 補助金の交付を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を認知症カフェの完了後 5 年間保管しておかなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の市川市認知症カフェ登録事業補助金交付

要綱の規定は、令和 7 年度以後の年度分の市川市認知症カフェ登録事業補助金について適用し、令和 6 年度分までの市川市認知症カフェ登録事業補助金については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度以後の年度分の市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金について適用し、令和 6 年度分までの市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
報償費	講演等を依頼した講師への謝礼に係る経費
消耗品費	認知症カフェを実施するために使用する消耗品（飲食物を除く。）の購入に係る経費
印刷製本費	認知症カフェを周知するためのチラシ、パンフレット等の印刷に係る経費
通信運搬費	切手、はがき等に係る経費（電話代を除く。）
広告費	認知症カフェの宣伝を行うための広告への掲載等に係る経費
使用料	認知症カフェを行うことを目的として使用する会場の使用料（通常の認知症カフェを実施する会場に係る光熱水費を除く。）
備品購入費	認知症カフェを実施するために使用する備品（パソコン及びプリンターを除く。）の購入に係る経費